

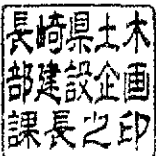
25建企第260号

平成25年7月29日

(一社)長崎県建設業協会
(一社)長崎県中小建設業協会
(社)長崎県造園建設業協会
(一社)長崎県ほ装協会
(一社)長崎県管工事協会
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会
(社)長崎県斜面安定技術協会
(一社)長崎県のり面協会
(社)長崎県下水道建設業協会
長崎県電気工事業工業組合
長崎電気設備共同組合
長崎県建設工業共同組合
長崎県管工事業共同組合連合会

様

長崎県土木部建設企画課長



「総合評価落札方式における技術提案の取扱い」について

長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）及び（簡易型）の改正に伴い、技術提案の事務処理について別紙の通りとしますのでお知らせします。

記

1. 制定内容

- (1) 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）及び（簡易型）の改正に伴い、改めて技術提案の取扱いについて。
- (2) 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）及び（簡易型）の改正に伴い、新規制定した着目点の取扱いについて。

なお、内容については、準備ができ次第土木部HPにも掲載します。

※土木部HP「<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/top.htm>」

長崎県土木部建設企画課 総合評価班

森山、上戸、真木

電話番号 : 095-894-3029

FAX 番号 : 095-894-3461

総合評価落札方式における技術提案の取扱い

総合評価落札方式（標準型）及び総合評価落札方式（簡易型）において、各入札参加者より提出された「技術提案①（様式 2-1 号）、技術提案②（様式 2-2 号）」及び「技術提案（様式 2 号）」の提案内容の評価ならびにその取扱いについて下記のとおりとする。

記

1. 「技術提案」評価方法

「採用された提案」とは、「良（加点）」評価のみとし、「普通（0 点）」評価と「不採用（×）」評価は「不採用となった提案」とする。なお、配点は 1 提案毎に標準型において 1.25、簡易型においては 0.5 とする。

（ただし普通評価の提案にかかわらず、共通仕様書や特記仕様書等に定める標準的な施工は実施しなければならない。）

提案の評価

評価	現状
良 (加点)	実施 義務あり
普通 (0点)	実施義務なし (実施可能)
不採用 (×)	実施 不可

2. 「着目点」記載内容

着目点は、「技術提案」の目的を表わす内容とし、入札参加者が設定した着目点が目的と判断できない場合、その着目点に基づく技術提案は評価しない。

3. 「技術提案」評価結果通知方法

1) 標準型

技術提案の採否結果については、各入札参加者に技術資料の提出期限の翌日から起算して 15 日～20 日以内（休日除く）に「技術提案確認通知書（様式 8 号）」により通知する。

2) 簡易型

技術提案の評価結果については、各入札参加者に落札者決定後遅滞なく「総合評価落札方式に係る技術資料の評価点について（様式 2）」により通知する。

4. 「技術提案」入札時取り扱い方法

1) 標準型

入札時に「技術提案入札書（様式 4 号）」を提出すること。

「技術提案入札書（様式 4 号）」に添付する技術提案は、発注者より通知された採否結果「技術提案確認通知書（様式 8 号）」により普通（0 点）及び不採用（×）とした内容を、「技術提案①（様式 2-1 号）、技術提案②（様式 2-2 号）」により、消去（一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等）した上で提出すること。なお消去されていることが確認できない場合

は、総合評価落札方式（標準型）入札公告共通事項書 11（13）により入札は無効とする。

（※別途入札時に提出する工事費内訳書については（平成 20 年 7 月 9 日付 20 建企第 233 号「工事費内訳書取扱要領」参照）

2) 簡易型

入札時において「技術提案」の記載内容についての提出は求めない。

（※別途入札時に提出する工事費内訳書については（平成 20 年 7 月 9 日付 20 建企第 233 号「工事費内訳書取扱要領」参照）

5. 「技術提案」契約時取り扱い方法

1) 標準型

普通（0 点）及び不採用（×）とした内容を消去した「技術提案①（様式 2－1 号）、技術提案②（様式 2－2 号）」を契約書に添付する。入札及び契約時には採用されなかった提案（普通評価と不採用提案）を消去（一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等）すること。

2) 簡易型

3. 2) の通知により、普通（0 点）及び不採用（×）とした内容を消去した「技術提案（様式 2 号）」を契約書に添付する。

6. 適用

平成 25 年 8 月 1 日以降に入札公告する工事から適用

制定後	現行																
25 建企第 260 号 平成 25 年 7 月 29 日 総合評価落札方式における技術提案の取扱い 総合評価落札方式（標準型）及び総合評価落札方式（簡易型）において、各入札参加者より提出された「技術提案①（様式 2-1 号）、技術提案②（様式 2-2 号）」及び「技術提案（様式 2 号）」の提案内容の評価ならびにその取扱いについて下記のとおりとする。 記 1. 「技術提案」評価方法 「採用された提案」とは、「良（加点）」評価と「不採用（×）」評価のみとし、「普通（0 点）」評価と「不採用（×）」評価は「不採用となつた提案」とする。なお、配点は 1 提案毎に標準型において 1. 2 5、簡易型においては 0. 5 とする。 （ただし普通評価の提案にかかわらず、共通仕様書や特記仕様書等に定める標準的な施工は実施しなければならない。）	25 建企第 221 号 平成 25 年 6 月 28 日 (廃止) 「総合評価落札方式における技術提案書の取扱い」の改正について 総合評価落札方式（標準型）における様式 2 号（技術提案）、総合評価落札方式（簡易型）における様式 2 号（技術提案）の提案の評価（普通評価）についての取扱いを下記のとおり改正します。 記 1. 変更内容 「普通（0 点）」評価については「実施義務あり」から「実施義務なし（実施可能）」へ変更する。 （ただし普通評価の提案においても、共通仕様書や特記仕様書等に定める標準的な施工は実施しなければならない。） それにより、「採用された提案」とは、「良（加点）」評価のみとし、「普通（0 点）」評価と「不																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="445 342 469 504">評価</th><th data-bbox="445 504 469 2040">現状</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 342 493 504">良 (加点)</td><td data-bbox="469 504 493 2040">実施 義務あり</td></tr> <tr> <td data-bbox="493 342 517 504">普通 (0点)</td><td data-bbox="493 504 517 2040">実施義務なし (実施可能)</td></tr> <tr> <td data-bbox="517 342 541 504">不採用 (×)</td><td data-bbox="517 504 541 2040">実施 不可</td></tr> </tbody> </table>	評価	現状	良 (加点)	実施 義務あり	普通 (0点)	実施義務なし (実施可能)	不採用 (×)	実施 不可	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="445 342 469 504">評価</th><th data-bbox="445 504 469 2040">提案の評価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 342 493 504">良 (加点)</td><td data-bbox="469 504 493 2040">実施 義務あり</td></tr> <tr> <td data-bbox="493 342 517 504">普通 (0点)</td><td data-bbox="493 504 517 2040">実施義務なし (実施可能)</td></tr> <tr> <td data-bbox="517 342 541 504">不採用 (×)</td><td data-bbox="517 504 541 2040">実施 不可</td></tr> </tbody> </table>	評価	提案の評価	良 (加点)	実施 義務あり	普通 (0点)	実施義務なし (実施可能)	不採用 (×)	実施 不可
評価	現状																
良 (加点)	実施 義務あり																
普通 (0点)	実施義務なし (実施可能)																
不採用 (×)	実施 不可																
評価	提案の評価																
良 (加点)	実施 義務あり																
普通 (0点)	実施義務なし (実施可能)																
不採用 (×)	実施 不可																

総合評価落札方式における技術提案の取扱い 新旧対照表

制定後	現行
2. 「着目点」記載内容 着目点は、「技術提案」の目的を表わす内容とし、入札参加者が設定した着目点が目的と判断できない場合、その着目点に基づく技術提案は評価しない。 3. 「技術提案」評価結果通知方法 1) 標準型 技術提案の採否結果については、各入札参加者に技術資料の提出期限の翌日から起算して15日～20日以内(休日除く)に「技術提案確認通知書(様式8号)」により通知する。 2) 簡易型 技術提案の評価結果については、各入札参加者に落札者決定後遅滞なく「総合評価落札方式に係る技術資料の評価点について(様式2)」により通知する。 4. 「技術提案」入札時取り扱い方法 1) 標準型 入札時に「技術提案入札書(様式4号)」を提出すること。 「技術提案入札書(様式4号)」に添付する技術提案は、発注者より通知された採否結果「技術提案確認通知書(様式8号)」により普通(0点)及び不採用(×)とした内容を、「技術提案①(様式2-1号)、技	採用(×)の評価は「不採用となった提案」とする。なお、配点は1提案毎に標準型において1.25、簡易型においては0.5とする。 1) 標準型 ①入札 様式8号(技術提案確認通知書)により普通(0点)及び不採用(×)とした内容が入札時に提出される様式2号において、消去(一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等)されていることが確認できない場合は、総合評価落札方式(標準型)入札公告共通事項書11(13)により入札は無効とする。 ②契約 普通(0点)及び不採用(×)とした内容を消去した様式2号により2提案分を契約書に添付する。入札及び契約時には採用されなかった提案(普通評価と不採用提案)を消去(一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等)すること。 2) 簡易型 ①契約

総合評価落札方式における技術提案の取扱い 新旧対照表

制定後	現行
術提案②（様式2-2号）」により、消去（一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等）した上で提出すること。なお消去されていることが確認できない場合は、総合評価落札方式（標準型）入札公告共通事項書11（13）により入札は無効とする。 （※別途入札時に提出する工事費内訳書については（平成20年7月9日付20建企第233号「工事費内訳書取扱要領」参照） 2) 簡易型 入札時において「技術提案」の記載内容についての提出は求めない。 （※別途入札時に提出する工事費内訳書については（平成20年7月9日付20建企第233号「工事費内訳書取扱要領」参照） 5. 「技術提案」契約時取り扱い方法 1) 標準型 普通（0点）及び不採用（×）とした内容を消去した「技術提案①（様式2-1号）、技術提案②（様式2-2号）」を契約書に添付する。 入札及び契約時には採用されなかった提案（普通評価と不採用提案）を消去（一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等）すること。 2) 簡易型 3. 2) の通知により、普通（0点）及び不採用（×）とした内容を消去した「技術提案（様式2号）」を契約書に添付する。	長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（試行）第5条に定める通知により、普通（0点）及び不採用（×）とした内容を消去した様式2号を契約書に添付する。

総合評価落札方式における技術提案の取扱い 新旧対照表

制定後	現行
<u>6. 適用</u> 平成25年8月1日以降に入札公告する工事から適用	<u>2. 改訂理由</u> (1) 標準型で求めている「施工計画および技術提案」、簡易型で求めている「簡易な施工計画」を「技術提案」に名称変更する。 (2) 「技術提案」の評価を「良(1点)」、「普通(0点)」、「不採用(×)」とし、各案件の最高得点に対する得点率により加算点を算出していたが、絶対評価にすることで、「良(加点)」提案数により加算点を算出することへの改正。 (3) 「技術提案」記載様式(技術資料提出様式「様式2号」)の変更に伴う、契約書添付書類の改正 <u>3. 適用</u> 平成25年7月1日以降に入札公告する工事から適用

契約

契約書に様式2号を添付する
際、公表（通知）により不採
用（×）及び普通（○点）と
なった提案内容は消去し契約
事項としない。

※「良」評価とした提案内容が契
約事項

様式2号：技術提案

工 事 名	一般国道〇〇〇〇号道路改良工事	
商号または 名称	㈱〇〇建設	
評価項目	施工上配慮すべき事項 道路利用者に対する安全対策	
具体的な技術提案		
技術提案 1	着目点	歩行者に対する安全性向上対策
	手法	〇〇（箇所）付近に、△△（使用材料）を■（数量・規格等）設置し、◇◇（内容）する。（別添図参照）
	効果	歩行者に・・・すること、■である。
技術提案 2	着目点	歩行者に対する安全性向上対策
	手法	通常の作業では、〇〇（箇所）に、△△（時期等）に■（内容）しているが、◇◇（内容）すること、・・・（内容）作業を制限する。
	効果	〇〇時の・・・がなくなり、■の事故が防止できる。
技術提案 3	着目点	通行車両に対する安全対策
	手法	〇〇（時期、頻度等）の期間は、△△（場所、範囲等）に■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）する。
	効果	〇〇となることで、△△を防止できる。
技術提案 4	着目点	近隣住民の対策
	手法	地元自治会、小学校に工事内容、工程の説明を行う。
	効果	周辺住民に周知できる。
技術提案 5	着目点	夜間の対策
	手法	夜間は〇〇を設置する。
	効果	〇〇、××、△△
技術提案 6	着目点	夜間の対策
	手法	〇〇（時期、頻度等）の期間は、△△（場所、範囲等）に■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）し、〇〇（時期、頻度等）の期間は、△△（場所、範囲等）に■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）する。
	効果	〇〇となることで、△△を防止できる。
技術提案 7	着目点	夜間の対策
	手法	夜間は〇〇を設置する。
	効果	〇〇、××、△△
技術提案 8	着目点	夜間の対策
	手法	〇〇（時期、頻度等）の期間は、△△（場所、範囲等）に■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）し、〇〇（時期、頻度等）の期間は、△△（場所、範囲等）に■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）する。
	効果	〇〇となることで、△△を防止できる。

記載方法・提出様式

樣式2号：技術提案

発注者が設定する。

具體的な技術提案

- | | | |
|-----|----------------|---|
| | 歩行者に対する安全性向上対策 | ○付道に△△△△△△△△△△△△△△を設置し、
○○○○○○○○○○○○○○○○する。(別添図参照) |
| 手法 | | |
| 効果 | | 歩行者に・・・すること、□□□□□□が防止
できる。 |
| 着目点 | | 歩行者に対する安全性向上対策 |
| 手法 | | 通常の作業では、・・・・・・となっ
ているが▽▽▽▽▽▽▽▽作業に制限する。 |
| 効果 | | ○の時の・・・・・・がなくなり、▽▽▽
での・・・・の事故が防止できる。 |
| 着目点 | | 歩行者に対する安全性向上対策 |
| 手法 | | □□に・・・・設備を4基設置する。(別添図参照) |
| 効果 | | 工事箇所の・・・・・・が向上し、□□□における歩行者
の・・・・・・防止ができる。 |
| 着目点 | | 通行車両に対する安全対策 |
| 手法 | | 現場出入口付近の通行車進行方向禁止 |
| 効果 | | ①技術提案は、最大8提案とする。
②技術提案欄の文字数は、600文字以内とする。
ただし、着目点欄は文字数にかかわらず記載しない。
③発注者設定の着目点には、必ず1提案以上を
○○○の期間に記載する。
④同じ着目点で3以上の提案を記載してもよい。
⑤参加者の着目点は設定しなくてもよい。 |
| 着目点 | | 近隣住民の対 |
| 手法 | | 地壳自治会、小学校に工事内容、工程の説明を行う。 |
| 効果 | | 周辺住民に周知できる。 |
| 着目点 | | 近隣住民の対策 |
| 手法 | | 工事中は安全に施工する。 |
| 効果 | | 事故が防止できる。 |
| 着目点 | | 夜間の対策 |
| 手法 | | 夜間は○を設置する。 |
| 効果 | | ○○○○、×××××、△△△△。 |

評価方法・実施義務

- ・ 具体的な技術提案内容に対し、良（加点）、普通（0点）、不採用（×）の評価を行う。
- ・ 技術提案の合計得点は、簡易型は4点、標準型は10点×2とし、絶対評価とする。
- ・ 実施義務は、良（加点）評価の技術提案のみとする。

評価	得点	内容	実施義務	備考
良	加点	標準より優れた手法。 工事の品質向上が見込め、その効果が大きい。 具体的に明確な記載による提案。	実施義務あり	
普通	0点	標準と同等の手法。 品質向上の効果が小さい、又は標準的手法と同程度。 手法、効果の記載が不足。 提案内容が不明確で良否の判断がでない。	実施義務なし （実施可能）	関連機関などとの協議が必要と思われる提案も含む
不採用	（×） なし	標準より明らかに劣る手法、不適切な手法、不安全な手法など。 品質低下や環境悪化など効果が不適切となるおそれがあるもの。 設計仕様より劣ることが明白なもの。	実施不可	